

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等について

訪問診療や訪問看護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっています。この度、警察庁より、令和7年3月31日付で駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについての通知が発出され、令和7年4月24日付で厚生労働省より周知依頼が発出されています旨、お知らせします。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているため、詳細な手続き等については駐車する場所を管轄する警察署交通課へお問い合わせください。

■主な改正の内容

- (1) 駐車禁止等規制の対象から除外される車両に、標章を掲出した保健師等が医師の指示を受け緊急訪問を行うため使用中の車両及び助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両を追加。
- (2) 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一。
- (3) 申請書および添付書類を含め、申請手続きに係る運用を全国的に統一
- (4) 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね100メートル以内」に全国的に統一

※詳細は千葉県警ホームページ「駐車除外および駐車許可制度の運用について」をご確認ください。

(https://www.police.pref.chiba.jp/kotsukiseika/traffic-safety_revision-regulation_02.html)

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

各都道府県 衛生主管部(局) 御中
介護保険主管部(局)

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について(依頼)

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号)等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

- ・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね 100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一
- ・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

令和7年4月14日
警察庁丁規発第89号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省医政局看護課長 殿
厚生労働省老健局老人保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

訪問看護、訪問診療等（以下「訪問看護等」という。）に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置（以下「駐車許可等」という。）については、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づき運用していたところですが、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか）等の新たな3本の通達を発出したところです。

については、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の医療・介護関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

令和7年4月
警察庁交通局交通規制課

駐車許可及び駐車規制からの除外措置についての御案内

警察庁では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号ほか）等の通達（別添1～3）を都道府県警察に対して発出しました。

これらの通達では、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を規定しました。

- 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- 申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一
- 医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化
- 許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処

今後、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の改正等を行っていくこととなるところ、本年7月1日までにそうした作業を終えるように指導しているところです。

新たな運用の開始時期については、各都道府県警察に問い合わせていただくとともに、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも許可されるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。

千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号）

2 改正の概要

いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応することが求められているほか、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があり、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）が閣議決定されたところである。

今般、警察庁から「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和7年3月31日付け警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号）が発出されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。

3 改正の内容

（1）駐車禁止等規制の対象から除外される車両関係

駐車禁止等規制の対象から除外される車両に、標章を掲出しているものであって、保健師等が医師の指示を受け緊急訪問を行うため使用中の車両及び助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両を追加するもの。

（2）駐車許可関係

用務先の直近の駐車許可の対象となる車両に、身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両を追加するもの。

（3）除外指定車標章及び駐車許可証に係る手続関係

除外指定車標章及び駐車許可証の再交付申請手続及び記載事項変更手続を新設するとともに、駐車許可を受けようとする駐車場所が同一都道府県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合の申請書は一つの警察署に提出すれば足りることとするもの。

（4）様式関係

全国統一の様式とするため申請書の様式を変更するとともに、（3）に伴い各様式を新たに定めるもの。

（5）その他

その他規定の整理をするもの。

4 施行日

令和7年7月1日